

交野市任期付職員（保育士）採用試験要項

令和 8 年 1 0 月
総 務 部 人 事 課

1. 募集職種・採用予定人数・受験資格

募集職種	採用予定 人 数	受 験 資 格
任期付職員 ※クラス担任の保育士として募集します。	2 名 程 度	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人 ※保育士の業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、保育士の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、参照条文をご参照ください。

※本市から対応を指示された「こども性暴力防止法」に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合は、合格を取り消します。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年

健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいいます。

2. 任期

任期は、入職日から令和10年3月31日までの予定です。

※合格発表から1～2か月後の入職を予定しております。

※任期満了後、最長1年間、延長する場合があります。

3. 勤務条件

- (1) 勤務時間 (月～金) 8時45分～17時15分
(休憩45分を含む)
- (2) 勤務を要しない日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
※土曜日は月1回程度勤務(時間外勤務手当支給)
- (3) 社会保険 健康保険(大阪府市町村職員共済組合)、厚生年金に加入します。
- (4) 年次休暇他、各種特別休暇制度あり

4. 給与 (※令和8年10月時点の規定による見込額です。)

給与月額 282,912円 (給料+地域手当)

期末・勤勉手当 ※657,770円 (6月及び12月に支給)

※入職して1回目の期末・勤勉手当は、期間率が適用され、金額が異なる場合があります。

その他、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、退職手当等が支給されます。

5. 試験の日時、場所、試験日程及び結果発表

試験は、書類選考及び面接試験を行います。

(1) 書類選考シート

申込書とともにメールまたは郵送

(2) 面接試験

◇日 時 : 申込書及び小論文試験用紙の提出が確認できたら、別途連絡・調整します。

◇場 所 : 交野市役所内会議室

(3) 合格発表

合格、不合格にかかわらず、面接試験終了後、2週間以内に受験者本人宛に発送する予定です。

6. 受験手続及び試験申込み受付期間等

(1) メールで申し込む場合

◇送信先 : jinjisaityou@city.katano.osaka.jp

※送信時にWordのファイルをPDFに変換し送信してください。

※データは顔写真込みで4MB以下にしてください。

※メールの件名及びファイル名それぞれに氏名を記載してください。

(例)【件名】採用試験申込みについて(交野 太郎)

【ファイル名】採用試験申込書(交野 太郎)

(2) 郵送で申し込む場合

◇郵送先 : 〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号

交野市役所総務部人事課 へて

(封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きしてください。)

(3) 提出書類

① 採用試験申込書

② 書類選考シート

③ 保育士資格及び幼稚園教諭免許の写し

※①②については、市ホームページからダウンロードまたは印刷してください。

(4) 手続き上の注意事項

提出書類は、一切お返ししません。

なお、採用試験に関して提出された個人情報、採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

※ 提出書類に不備があるときは、お返しする場合があります。

7. 受験上の注意事項

(1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。

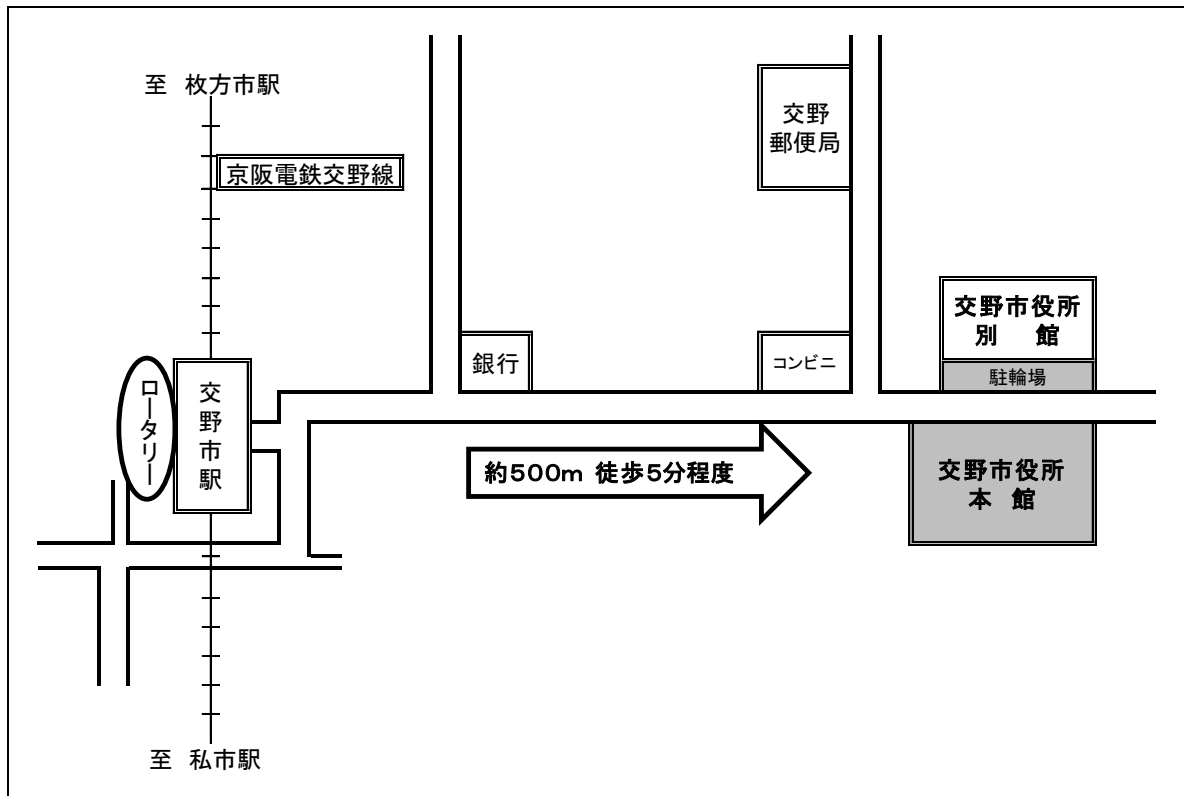
(2) 日本国籍の有無は問いません。

(3) 市職員として職務に専念する必要があるため、最終合格者で就業中の人は、入職日前日までに離職してください。

(4) 予告なく募集を終了する場合があります。

8. 面接試験会場付近の地図

交野市役所付近地図



自動車での来場は厳禁します。自転車やバイク等で来場する場合は、施設指定の場所へ駐輪してください。

【採用試験に関するお問い合わせ先】

交野市役所 総務部 人事課（本庁2階）

〒576-8501 交野市私部1-1-1

電話：072-892-0121（内線293・280）

メール：jinjisaizou@city.katano.osaka.jp